\bigcirc

			Т	
第二条の二 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な	第二条(略)(責務)	改善とに寄与することを目的とする。豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境めるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にし第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的なら(この法律の目的)	日次 日次 日次 日次 日次 日次 第一章 (略) 第二章 水道の基盤の強化(第五条の二—第五条の四) 第二章 (略) 第二章 (略) 第九章 (略) 第五条の二—第五十条の三) 第九章 (略) 第九章 (略) 第五条の四) 第九章 (略) 第五条の四) 第九章 (略) 第五章 (略) 第五条の四) 第九章 (略) 第五条の四) 第五章 (略) 第五章 (略) 第五条の四) 第五章 (略) 第五章 (和) 第五章 (略) 第五章	改正案
[な] 第二条の二 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応	第二条(略)(責務)	る。 て公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。 することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成る。 (この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしる。	日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	現

等」という。 村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者 施策を策定し、 う努めなければならない に対し、 及びこれを推進するとともに、 必要な技術的及び財政的な援助を行うよ (以 下 都道府県及び 「水道事業者 市 町

- 2 用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他連携等(水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の よう努めなければならない。 水道の基盤の強化に関する施策を策定し、 都道府県は、 その区域の自然的社会的諸条件に応じて、 及びこれを実施する その X. 2
- 3 の強化に関する施策を策定し、 内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤 ればならない。 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、 及びこれを実施するよう努めなけ その 区
- 4 るとともに、 水道事業者等は、 、その事業の基盤の強化に努めなければならない その経営する事業を適正かつ 能率的に運営す

第二章 水道の基盤の強化

(基本方針)

第五条の二 な方針(以下「基本方針」 厚生労働大臣は、 次に掲げる事項を定めるものとする。 という。 水道の基盤を強化するための基本的)を定めるものとする。

基本方針においては、 水道の基盤の強化に関する基本的事項

2

- 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- 水道事業及び水道用水供給事業(以下 の健全な経営の確保に関する事項 「水道事業等」という
- 五四 水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事 項

つては、 じて、 するとともに、 水道の その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。 計 画的 水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当た 整備に関する施策を策定し 及びこれを実施

並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し 的な施策を策定し 及び財政的援助を行うよう努めなければならない 国は、 水源の開 発その他 及びこれを推進するとともに、 の水道の整備に関する基本的かつ総合 地方公共団 必要な技術 体

第 章 <u>。</u> 広域的-水道整備 計 画

第五条の二 団体と共同して、 事に要請することができる。 広域的水道整備計画」という。 の広域的な整備を図る必要があると認めるときは、 地方公共団 水道の広域的な整備に関する基本計画 体は この法律 を定めるべきことを都道府県知 の目的を達成するため水道 関係地方公共 以下

2 係地方公共団体と協議し この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、 都道府県知事は、 広域的水道整備計画を定めるものとする 前項の規定による要請があ かつ、 当該都道府県の議会の同意を得 つた場合において 関

六。その他水道の基盤の強化に関する重要事項

、遅滞なく、これを公表しなければならない。厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは

(水道基盤強化計画)

て「水道基盤強化計画」という。)を定めることができる。めるときは、水道の基盤の強化に関する計画(以下この条におい第五条の三都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認

- を定めるものとする。 「計画区域」という。) を定めるほか、おおむね次に掲げる事項2 水道基盤強化計画においては、その区域(以下この条において
- 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- 一水道基盤強化計画の期間
- 二 計画区域における水道の現況及び基盤の強化の目標

町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置に関す四 計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市

- 水道の広域的な整備に関する基本方針
- 一 広域的水道整備計画の区域に関する事項
- な整備に関する基本的事項三前号の区域に係る根幹的水道施設の配置その他水道の広域的
- く、これを厚生労働大臣に報告するとともに、関係地方公共団体 5 都道府県知事は、広域的水道整備計画を定めたときは、遅滞な
- 関し必要な助言又は勧告をすることができる。 厚生労働大臣は、都道府県知事に対し、広域的水道整備計画に

に通知しなければならない。

る事項

- 五. する事項 の対象となる区域 連携等推進対象区域における水道事業者等の間の連携等に関 次号及び第七号において「連携等推進対象区域」 都道府県及び市町 (市町村の区域を超えた広域的なもの 村による水道事業者等の 間 0 連 携等 という。 12 0 限る 推進
- うに当たり必要な施設整備に関する事項
 ・ 連携等推進対象区域において水道事業者等の間の連携等を行
- 3 水道基盤強化計画は、基本方針に基づいて定めるものとする。 お道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あら がじめ計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道 を設するときは、あら は、水道基盤強化計画は、基本方針に基づいて定めるものとする。
- 5 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等を推 しようとする二以上の市町村は、あらかじめその区域を給水区 で定めるところにより、水道基盤強化計画を定める水道用水供給事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受け がに含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の関域を給水区
- 計画を定めるものとする。

 道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道基盤強化が、水道がでは、前項の規定による要請があった場合において、水
- ない。
 れる場合には、あらかじめ当該協議会の意見を聴かなければなら
 区域に次条第一項に規定する協議会の区域の全部又は一部が含ま
 区域に次条第一項に規定する協議会の区域の全部又は一部が含ま
- 生労働大臣に報告するとともに、計画区域内の市町村並びに計画8 都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、遅滞なく、厚

(広域的連携等推進協議会)

2 協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。

一前項の都道府県

協議会の区域をその区域に含む市町村

四 学識経験を有する者その他の都道府県が必要と認める者者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者

は、この残らにおいて協議が調つた事項については、協議会の構成員

は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第三章 水道事業

第一節 事業の認可等

(認可基準)

第八条 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも

(新設)

第二章 水道事業

第一節 事業の認可等

(認可基準)

第八条 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合してい

一〜七 (略) 適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

2 (略)

(事業の休止及び廃止)

町村に協議しなければならない。を超えるものに限る。)が、前項の許可の申請をしようとするとを超えるものに限る。)が、前項の許可の申請をしようとするとといっている。)が、前項の許可の申請をしようとすると

、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。3 第一項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ

第二節 業務

(供給規程)

第十四条 (略)

なうなゝ。 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければ

全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。一料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健

3~7 (略)二~五 (略

ると認められるときでなければ、与えてはならない。

一〜七(略

2 (略

(事業の休止及び廃止)

業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。
し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止第十一条、水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働

(新設)

その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。前項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、

2

第二節 業務

(供給規程)

第十四条 (略)

ければならない。
2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでな

二~五(略)

3~7 (略)

(給水義務)

2 ある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらか水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情が やむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給 る水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつて を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定によ め関係者に周知させる措置をとらなければならない。 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、 水

3 略

(水道技術管理者)

第十九条

2 びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 うかの検査 (第二十二条の二第二項に規定する点検を含む。) 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかど

合しているかどうかの検査 給水装置の構造及び材質が第十六条の政令で定める基準に適

第二十二条の三 第 項の台帳の作成

(略)

3 略

水道施設 維 持及び修 繕

十二条の二 水道施設を良好な状態に保つため、 水道事業者は 厚生労働 その維持及び修繕を行わな 省令で 定める基準に 従い

給水義務

第十五条

2

給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情 かじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。 がある場合を除き、 てやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間 る水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつ を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定によ 水道事業者は、 当該水道により給水を受ける者に対し、 給水を停止しようとする区域及び期間をあら 常時 水

略

3

(水道技術管理者

第十九条

(略

2 びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 うかの検査 水道技術管理者は、 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかど 次に掲げる事項に関する事務に従事し、

(略)

る基準に適合しているかどうかの検査 給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基く政令で定め

四~六 略

七| (新設) 略

3

ければならない。

2 する基準を含むものとする。 前項の基準は、 水道施設の 修 2繕を能率的に行うための点検に関

(水道施設台帳)

第二十二条の三 保管しなければならない。 水道事業者は、 水道施設の台帳を作成し、 これ

(新設)

2 前項の台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事

項は、 厚生労働省令で定める。

(水道施設の計画的な更新等)

ける一 一十二条の四 般の水の需要に鑑み、 水道事業者は、 水道施設の計画的な更新に努めなけ、長期的な観点から、給水区域にお

2 更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作 これを公表するよう努めなければならない 水道事業者は、 厚生労働省令で定めるところに ょ ŋ 水道施設

ればならない。

、業務の委託

2 5 5 第二十四条の三 (略) (略)

6 三十六条第二項並びに第三十九条(第二項及び第三項を除く。 ら第二十二条の三まで、 管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道 の実施に係る部分に限る。)及び第二項、第十七条、第二十条か 技術管理者とみなして、第十三条第一項(水質検査及び施設検査 る場合においては、当該委託された業務の範囲内において、 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託す 第二十三条第一項、 第二十五条の九、 水道

(新設)

(業務の委託

第二十四条の三 略

6 第三十九条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用す 5 の実施に係る部分に限る。)及び第二項、 管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道 技術管理者とみなして、第十三条第一項(水質検査及び施設検査 る場合においては、当該委託された業務の範囲内において、 第二十二条まで、 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託す 第二十三条第一項、 第三十六条第二項並びに 第十七条、 第二十条か 水道

7 第二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一 及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用し 合において、 規定 項の規定の適用については、 項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして (これらの規定に係る罰則を含む。) を適用する。この 当該委託された業務の範囲内において、 同項第五号中 「水道事業者」と 水道事業者 ない。

8 おいては、 技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、受託水る場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道 道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に あるのは、 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託す 及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合に 水道事業者については、 「水道管理業務受託者」とする。 同条第一項の規定は、 適用し

7

水道施設運営権の設定の許 可

項の規定にかかわらず つて、 営等(民間資金法第二 ならない。 とするときは の規定により水道施設運営等事業(水道施設の 法律第百十七号。 施設等運営権 活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 一十四条の四 を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業を 以下同じ。 当該水道施設の利用に係る料金 この場合にお 印 あら 地方公共団体である水道事業者は に係る民間資金法第二条第七項に規定する公共 下 以 かじ 下 「水道施設運営権」 一条第六項に規定する運営等をいう。 同項の許可 民間資金法」 め て、 厚生労働大臣の 当 「該水道事業者は、 (水道事業の休止に係るもの という。 (以 下 という。 許 「利用料金」 全部又は 可 第十九条第 を受け 第十一 を設定し 民 (平成十一 間 なけ 資金等 条第 とい 部 よう であ \mathcal{O} ħ 運 年 項 \dot{O}

> る。 水道事業者及び水道技術管理者については、 この場合におい て、 当該委託された業務の範囲内にお これらの規定は、 て、 適

に従事し、 技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、受託水る場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道 においては、 道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務 る場合においては、当該委託された業務の範囲内において、 ない。 第一項の規定により水道の管理に関 及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合 水道事業者については、 同条第一項の規定は、 する技術上の業務を委託 適用 す

に限る。 を受けることを要しない。

- 2 場合に限り、 間資金法第十九条第一項の規定により水道施設運営権を設定した 水道施設運営等事業は、 実施することができるものとする。 地方公共団体である水道事業者が 民
- 3 規定にかかわらず、 水道施設運営権を有する者(以下「水道施設運営権者」という が水道施設運営等事業を実施する場合には、 水道事業経営の認可を受けることを要しない等事業を実施する場合には、第六条第一項の

(許可の申請)

第二十四条の五 書類 ければならない。 水道施設運営等事業実施計画書その他厚生労働省令で定める-四条の五 前条第一項前段の許可の申請をするには、申請書 (図面を含む。 を添えて、 これを厚生労働大臣に提出しな

2 前項の申請書には、 次に掲げる事項を記載しなければならない

氏名

及び名称並びに代表者の氏名 おいて単に「選定事業者」という。 条第五項に規定する選定事業者(以下この条及び次条第 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第二申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 の主たる事務所の所在地 項に

選定事業者の水道事務所の所在地

- 3 を記載しなければならない。 項の水道施設運営等事業実施計画書には、 次に掲げる事 項
- 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地
- 水道施設運営権の存続期間水道施設運営等事業の内容

水道施設運営等事業の開始の予定年月日

(新設)

者一人を置かなければならない。て技術上の業務を担当させるため、水道施設運営等事業技術管理

- 2 水道施設運営等事業技術管理者は、水道施設運営等事業技術管理者は、水道施設運営等事業技術管理者は、水道施設運営等事業技術管理者は、水道施設運営等事業に係る
- 令で定める資格を有する者でなければならない。 水道施設運営等事業技術管理者は、第二十四条の三第五項の政

(水道施設運営等事業に関する特例)

第一 以下この項及び次条第三項において同じ。 対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明 設運営権者に係る利用料金」 四条第一 事業者の」とあるのは 給命令を受けた場合を含む。 けた場合」とあるのは「受けた場合 れていることのほか、 者に係る利用料金について、 して収受する水道施設の利用に係る料金(次項において「水道施 第二項において「水道施設運営権者」という。 に規定する水道施設運営権者(次項、 る場合における第十四条第一 一十四条の八 一項及び第三 一十条第一 号、 と 第五項、 項中 項 項、 同条第二項中 「料金」 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施す 第五項及び第八項の規定の 次条第三項並びに第二十四条第三 第二十三条第二 次に」 とあるのは 「水道事業者 「次に」 と 項、 という。 水道施設運営権者は水道の کر 項、 第二項及び第五 第十五条第二項ただし 料金 とあるのは (水道施設運営権者が当該 (水道施設運営権者を含む。 第二 次条第二項 第二十四条第三項 を含む。 (第二十四条の 十三 適用につ のと、 条第二項 水道施設運営権 が自ら 項、 次項 及び第二 一項に いて 第四十条第 確に定めら 第 第十五条第 宗要者に において同 並び 中 書中「受 Ď 兀 は 十三条 号及び 収入と 第三 水道 第十 に第 供 項

なる水道施設の利用料金の支払を請求する権利に係る部分に限る 営権者は、 くは水道用 くは水道施設運営権者」とする。 項及び第五項中 「水道用水供給事業者」 を享受する。 当然に給水契約の利益 水供給事業者又は水道施設運営権者」 「又は水道用水供 とあるのは この場合におい (水道施設運営等事業の 給事業者」 「水道用水供給事業者若し とあるの 5 て、 同 水道施設運 条第八項 は 対象と 若し

- 2 道技術管理者については、これらの規定は適用せず、 施設運営等事業に係る業務の範囲内において、 を水道技術管理者とみなして、 道施設運営権者を水道事業者と、 よる公共施設等の整備等の促進に関する法律 に係る罰則を含む。)を適用する。 第三十九条(第二項及び第三項を除く。 検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。) 百十七号) 二十五条の九、 の四第 次項において同じ。 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合に 当該水道施設運営等事業に係る業務の 第二十条から第二十二条の四まで、 項中 第二条第六項に規定する運営等として行うものに限 「更新」とあるのは、 第三十六条第一)」とする。 項及び第二 第十二条、 水道施設運営等事業技術管理 この場合におい 「更新 の規定 項、 第十三条第一 第二十三条第一 (民間資金等 範囲内に (平成十一 水道事業者及び 及び第二項 第三十七条並 (これらの て、 におい 第二 当該 項 年 0 項、 活用に 十二条 法 て (水質 律第 水道 規定 第十 び お 水
- るのは、「水道施設運営権者」とする。
 「項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあ二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一第一の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして第
- ては、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水4 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合におい

(水道施設運営権の取消し等の要求) (水道施設運営権の取消し等の要求) (水道施設運営権の取消し等の要求) (水道施設運営権の移転の協議)	二 水道施設運営権者の水道事務所の所在地	公共団体である水道事業者及び厚生労働大臣に届け出なければなじたときは、遅滞なく、その旨を水道施設運営権を設定した地方第二十四条の十一水道施設運営権者は、次に掲げる事項に変更を生(水道施設運営権者に係る変更の届出)	生労働大臣に通知するものとする。 第三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を厚権者から水道施設運営等事業の開始に係る民間資金法第二十一条「大型施設運営等事業の開始の通知」	、適用しない。 、必述事業者については、同条第一項の規定は適用せず、水道 道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、水道
新設		(新 設)	(新 設)	

(新設)

(水道施設運営権の取消し等の通知)

る。場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする二十四条の十三 地方公共団体である水道事業者は、次に掲げる

(新設)

正を解除したとき。 取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき、又はその停取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき、又はその停一民間資金法第二十九条第一項の規定により水道施設運営権を

営権を放棄したことにより、水道施設運営権が消滅したとき。 九条第四項の規定により、又は水道施設運営権者が水道施設運二 水道施設運営権の存続期間の満了に伴い、民間資金法第二十

第三節 指定給水装置工事事業者

(指定の基準)

同項の指定をしなければならない。をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、2二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請

工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者である工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者である一事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置

二(略

第三節 指定給水装置工事事業者

指定の基準)

同項の指定をしなければならない。をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請

術者として選任されることとなる者を置く者であること。事業所ごとに、次条第一項の規定により給水装置工事主任技

二 (略)

受けて復権を得ないもの
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を三 次のいずれにも該当しない者であること。

(略) (略)

2

(指定の更新)

う。 の更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失

るものとする。 有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算する 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の

4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(指定の取消し)

取り消すことができる。各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を3二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の

ま。 | 第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと

二~八(略)

2

(略)

(指定の取消し)

取り消すことができる。 各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の

二〜八 (略) 一 第二十五条の三第一項各号に適合しなくなつたとき。 (新設)

2

略分示

(略)

もの

次のいずれにも該当しない者であること。

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得な

2

(略)

第四 章 水道用水供給事業

、認可基準

第二十八条 水道用水供給事業経営の認可は、 はならない。 のいずれにも適合していると認められるときでなければ、 その申請が次の各号 与えて

<u>〈</u> 匹 (略) (略)

2

(準用)

第三十一条 定は、 ら第二十三条まで、 三項を除く。 十五条第二 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は 項第二号を除く。 水道用水供給事業者について準用する。 項、 第十 第二十四条の四 第十九条(第二項第三号を除く。 条第一 第二十四条の九から第二十四条の十三までの 第二十四条の二、 項及び第三 第二十四条の七、 第二十四条の五、 項、 第二十四条の三 第十二条、 第二十四条の この場合におい 第二十四条の 第十三条 第二十条か (第七 八 項を それ 六(7 規

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 だし書 第二項 第十一 第一項た 第 第十五 第十一条 項 条 常時水 水道事業の全部又は 給水を受ける者に対し 水道事業を 水道事業の 部又は 水道用水供給事業の全 る水道事業者に対し 水道用水供給事業を 水道用水供給事業の 給水契約の定めるとこ 道用水の 供給を受け

第三章 水道用水供給

認可基

第二十八条 に適合していると認められるときでなければ、与えてはならな 水道用水供給事業経営の認可は、 その申請が次の各号

<u>〈</u> 匹 略

2

(略

(準用)

第三十一条 項中 事業」 のは その他の利害関係人」と、 より」と、 定は、 用する第十九条第二項各号」と、 る」と、 十五条第二項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところに 条から第二十三条まで、 水の供給を受ける水道の需要者」と、 せる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知す を受ける水道事業者に通知する」と、 _ と 事業者その他の利害関係人」とあるのは「水道用水供給事業者 第十一条第一項中 「第十九条第一 「第三十一条において準用する第二十条第一 水道用水供給事業者について準用する。 とあるのは 「水道事業者」とあるのは「水道用水供給事業者」と、 第二十四条の二中「水道の需要者」とあるのは 第十一 「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給 条から第十三条まで、 一水道用水供給事業」 一項各号」とあるのは 一水道事業」とあるのは「水道用水供給事業 第二十四条の二及び第二十四条の三の規 第二十三条第一項中「関係者に周知さ 同条第六項中「第十三条第一項 第二十条の十第二項中 ٤ 「第二十条第一項」 第十五条第二 「第三十 第 この場合において 一十四条の三 項」と、 一条において準 項、 「水道用 とある 第十九 「水道 第四

水道用水供給事業の	水道事業の	第二十四
		八項三第
司項各号(第三号を除	司項各号 六条第二項	第二十四
第三十六条第二項	第二十五条の九、第三十	条の三第
第二十条	第十七条、第二十条	第二十四
第三号を除く。)		四項の三第
第十九条第二項各号(第十九条第二項各号	第二十四
水道用水供給事業に	水道事業に	
道事業者の水道の		
水道用水を供給する水		条の二
水道用水供給事業者が	水道の	第二十四
道事業者に通知する		
水道用水を供給する水		条第一項
水道用水供給事業者が	関係者に周知させる	第二十三
道事業者の給水区域		一項
水道用水を供給する水		条の四第
水道用水供給事業者が	給水区域	第二十二
事項を除く。)		第二項
事項(第三号に掲げる	事項	第十九条

水道用水を供給する水		
水道用水供給事業者が	関係者に周知させる	だし書
対象及び	区域及び	第二項た
給水対象	給水区域	第十五条
ろにより水道用水		

」とあるのは「第三十一条において準用する第十三条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第二項」とあるのは「第三十一条において準用する第十三条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第十三条第一項」と

		一項 条の八第	第二十四	二 (条 (第 (元 (十 (明) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	号 三 条 第 二 十 四	匝	第二十四	条の四第
第十四条第一項中「料金において「水道施設運営権者」という。)が自らの収入という。)が自らの収入という。)が自らの収入という。)が自らの収入という。)が自らの収入という。)が自らの収入として収受する水道施設運営権者」として収受する水道施設運営権者」として収受する水道施設運営権者」として収受する水道施設運営権者」として収受する水道施設運営権者」として収受する水道施設運営権者	に第二十四条第三項並び	二項及び第三項 第十五条第	第十四条第一項、第二項	第十九条第二項各号	水道事業	水道事業経営	第六条第一項	
書十五条第二項ただし	並 び に		第十五条第二項	第三号を除く。)	水道用水供給事業	水道用水供給事業経営	第二十六条	

する	、当然に給水契約の利益とする。この場合においとする。
む。以下この項水道施設運営権者を含水道用水供給事業者(項及び次条第三項営権者を含む。以下この営権者を含む。以下この
(第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者(第二十三条)を計る水道施設を対して「水道を対して、対域を対域を対して、対域を対域を対域を対域を対域を対して、対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	運
	だし書でいることのほか、次に
	する旨が明確に定められ 要者に対して直接にその
	すは水道のいて、水道のは、水道のは、水道のは、水道のは、水道のは、水道のは、水道のは、水道のは
	世。) - と、同条第二項 十四条第三項において同一号及び第二号、第五項 一号及び第二号、第五項 一号及び第二号、第五項

	十五条の九	二項
第二十三条第一項	第二十三条第一項、第二	条の八第
第二十条	第十七条、第二十条	第二十四
)を享受する	
	権利に係る部分に限る。	
	用料金の支払を請求する	
	対象となる水道施設の利	
	(水道施設運営等事業の	

第五章 専用水道

(準用

第三十四条 表の中欄に掲げる字句は、 て準用する。 四条の三 第一 (第七項を除く。 一十条から第二十二条の二まで、 第十三 この場合におい 条、 第十 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読いて、次の表の上欄に掲げる規定中同 九 条 の規定は (第 項 専用水道の設置者につい 第三号及び 第二十三条及び 第七号を除く 第二十

第一	二条第	第第二十	第第	みき
条 の 三 第 二 十 四	二 集 第 二 十 四 三 第	第二項条	第一項条	省えるも
第十九条第二項各号	厚生労働大臣	事項	厚生労働大臣	み替えるものとする。
第三号及び第七号を除第十九条第二項各号(都道府県知事	。) 号に掲げる事項を除く 号に掲げる事項を除く	都道府県知事	

第四 章 専用 水道

準

甪

第三十四条 働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、 条の三の規定は、 及び第三十九条」と、 第二十二条まで並びに第二十三条第一項並びに第三十六条第二項 第三十六条第二項並びに第三十九条」とあるのは 第二項各号」とあるのは 者その他の利害関係人」と、 において 同条第一 十九条第一項」と読み替えるほか、 十九条第二項各号」と、 「水道事業者その他の利害関係人」とあるのは「専用水道の設置 第十七条、 は 第三十四条第 「第三十四条第一項において準用する第十三条第一項」と 項」とあるのは 第十三条第 第十三条、 第二十条から第二十二条まで、 専用水道の設置者について準用する。 項に 同条第七項中 第十 一項及び第二十四条の三第二項中 おいて準用する第十九条第一 同条第六項中「第十三条第一 「第三十四条第一 「第三十四条第 九条から第二十三条まで及び第二十四 第二十四条の三第四項中「第十九条 これらの規定に関し必要な技 「第十九条第二項」とあるの 項において準用する第 項において準用する第 第二十条の十第二項中 第二十三条第 「第二十条から 項 項」とある この場合 「厚生労 لح 項、

条の三 四項 六項 条の三第 第二十四 第二十四 項 第 第一 九条 第二十五条の九 同項各号 六条第二項並びに第三十 第 十七 |十二条の|| (第二項 第一 十条から 第三十 に第三十九条 条の一 第二十条から第二十二 第七号を除く。 同 第三十六条第 項各号 (第三号及び (第 項 並項が

術的読替えは

政令で定める。

2 (略)

第六章 簡易専用水道

(準用)

第三十四条の四 げる字句に読み替えるものとする。 簡易専用水道の管理の検査について、 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は の十六までの規定は第三十四条の二 十四条の二第二項の登録について、 それぞれ準用する。この場合において、 第二 一十条の二から第二 第二項の登録を受けた者につ 第二十条の六第二項の 十条の五までの 第二十条の七から第二十条 それぞれ同表の下欄に掲 次の 表の上 規定は |欄に掲 規定は 第三

管理の検査		
用いて簡易専用水道の	用いて水質検査	
検査設備	検査施設	項第一号
検査	る水質検査	の四第一
簡易専用水道の管理の	第二十条第一項に規定す	第二十条
検査		<u>の</u>
簡易専用水道の管理の	水質検査	第二十条

2

(略)

第四章の二 簡易専用水道

(準用)

第三十四条の四 第四号中 簡易専用水道の管理の検査について、 検査」とあるのは「簡易専用水道の管理の検査」と、 七から第二十条の九まで、 十四条の二第二項」と、 十四条の二第二項の登録について、 とあるのは「第三十四条の二第二項」と、 十六第一号及び第四号中 て準用する。この場合において、 十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けた者に 項各号及び第二項第三号、 第二十条の五第一 第二十条の十五第一項並びに第二十条の十六第四号中 「第二十条の十三」とあるのは 第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三 項、 第二十条の三第二 第二十条の十二から第二十条の十四ま 第二十条の十三第五号並びに第二十条 |第二十条第三項」とあるのは 第二十条の六第二項、 第二十条の六第二項の規定は 第二十条の二中「前条第三項 第二十条の七から第二十条 「第三十四条の四におい 二号及び第二十条の十六 同条、 第二十条の四 第二十条の 第二十条の 第三 水質

検査に簡易専用水道の管理の	水質検査に	
簡易専用水道の管理の	水質検査の	項
規程簡易専用水道検査業務	水質検査業務規程	の八第二十条
規程 簡易専用水道検査業務	水質検査業務規程	項
検査の簡易専用水道の管理の	水質検査の	の八第一条
検査を 簡易専用水道の管理の	水質検査を	の七 条
の登録を受けた者 第三十四条の二第二項	登録水質検査機関	項の
検査	水質検査	項第三号 第二十条
登録簿	水質検査機関登録簿	項の 第二十条
検査簡易専用水道の管理の	水質検査	項第三号 第二十条
三名	五名	
検査簡易専用水道の管理の	水質検査	項第二号の四第一
別表第二	別表第一	第二十条

のは るのは の登録を受けた者」と、 置者」と、 あるのは「簡易専用水道検査業務規程」と、 条の四において準用する前三条」と、 るのは 十条の十五第一項中「検査施設」とあるのは「検査設備」と、 三号」と、 て準用する第二十条の十三」と、 十条の十三第一号中 三項中 一十条の四第一項第二号中「別表第一」とあるのは「別表第二」 一十条の四第 一十条の六第二項」と、 項中 「水質検査機関登録簿」とあるのは「簡易専用水道検査機関登録 とあるのは 「において準用する第二十条の二」と、 _ 논 一次項」とあるのは「第三十四条の四において準用する次項」 「第三十四条の四において準用する第二十条の三第一号又は第 項」とあるのは 第 同条第二項中「水道事業者」とあるのは「簡易専用水道の設 「五名」とあるのは「三名」と、 「第三十四条の四において準用する第二十条の四第一項各号 第二十条の十二中「第二十条の六第一項又は第二項」とあ 「第三十四条の三又は第三十四条の四において準用する第 「登録水質検査機関」とあるのは「第三十四条の二第1 「前項」とあるのは「第三十四条の四において準用する前 「第三十四条の四において準用するロ」と、 一十条の九から第二十条の十四まで及び第二十条の十五第 第二十条の五第二項中「前三条」とあるのは「第三十四 第二十条の六第二項、 第二十条の十一中 同条第二号及び第二十条の十六第二号中「第二十条の 「第三十四条の四において準用する前二号」と 項中「第二十条の二」とあるのは「第三十四条の 「第三十四条の二第二項」と、 「第二十条の三第一 第二十条の八中「水質検査業務規程」 「受託す」とあるのは「行う」と、 「第二十条の四第一 第二十条の七、 第二十条の三第三号中 同項及び第二十条の十五第 同項第三号ハ中「ロ」とあ 号又は第三号」とあるの 同項第一号中「第二十条 第二十条の十第一 第二十条の八第 項各号」とある 同条第二項中 同号及び第一 前 第一

検査		四号
簡易専用水道の管理の	水質検査	の十六第
第三十四条の二第二項	第二十条第三項	第二十条
		一号
		の十六第
第三十四条の二第二項	第二十条第三項	第二十条
検査設備	検査施設	一項
検査の		の十五第
簡易専用水道の管理の	水質検査の	第二十条
検査に		の十四
簡易専用水道の管理の	水質検査に	第二十条
		五号
		の十三第
第三十四条の二第二項	第二十条第三項	第二十条
検査の		の十三
簡易専用水道の管理の	水質検査の	第二十条
検査の		
簡易専用水道の管理の	水質検査の	
検査を行うべき		
簡易専用水道の管理の	水質検査を受託すべき	
は第三十四条の三	第二項	の 十 二
第二十条の六第二項又	第二十条の六第一項又は	第二十条
		項
		の十第二
簡易専用水道の設置者	水道事業者	第二十条
検査のプラススの作品の	ファイン イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ	の力
簡易専用水道の管理の	水質険査の	第二十条

条」と、 条の九」と、 十四条の四において準用する前条」と、 おいて準用する第二十条の十一」と、 第三十四条の四において準用する第二十条の十第二項各号」と、 あるのは「第三十四条の四において準用する第二十条の十第 七」とあるのは 同条第四号中「第二十条の十一」とあるのは 十条の九」とあるのは「第三十四条の四において準用する第二十 と読み替えるものとする。 「第一項」とあるのは「第三十四条の四において準用する第一項-四条の四において準用する前条」と、第二十条の十五第三項中 第二十条の十三第二号及び第二十条の十六第三号中「第1 「次条」とあるのは「第三十四条の四において準用する次 同条第三号中「第二十条の十第二項各号」とあるのは 第二十条の十三第二号中「第二十条の十第一項」と 「第三十四条の四において準用する第二十条の七 「前条」とあるのは「第三 「第三十四条の四に 項

第七章

の徴収及び立

的記録を含む。次項及び第四十条第八項において同じ。) を検査て電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁 施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、 させることができる。 ら工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を あると認めるときは 道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要が 一十九条 水圧、 る。 又は当該職員をして水道の工事現場、 以下この項において同じ。 水量若しくは必要な帳簿書類 厚生労働大臣は、 水道事業者若しくは水道用水供給事業者か 水道 (水道事業等)の布設若しくは管理又は水 (その作成又は保存に代え 事務所若しくは水道 \mathcal{O} 角に 水道施設 するもの 水質

2 場所に立ち入らせ、 当該職員をして水道の工事現場、 めに必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施 量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。 行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、 下この項において同じ。 都道府県知事は、水道 工事の施行状況、 (水道事業等の用に供するものを除く。)の布設又は管理の適正を確保するた 事務所若しくは水道施設のある 水道施設、 水質、 水圧、 又は 水

3 5 略

第八章 雑則

害その他 非常 0 場合におけ る連携及び 協力

二十九条の二

国

都道府県

市町村及び水道事業者等並びにそ

 \mathcal{O}

確 保

> 第 Ŧī.

0 徴収及び立 一入検

同じ。 況、 事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、 ついて必要な報告を徴し、 合における当該電磁的記録を含む。 作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場 保するために必要があると認めるときは、 若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確 業の用に供するものに限る。 一十九条 |用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況に 水道施設、)を検査させることができる。 厚生労働大臣は、 水質、 水圧、 又は当該職員をして水道の工事現場、 以下この項において同じ。 水道 水量若しくは必要な帳簿書類 次項及び次条第八項において (水道事業 水道事業者若しくは水 及び 水 工事の施行状 道用 水供 の布設 (その

2 供するものを除く。 ができる。 な報告を徴し、 設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要 くは水道施設のある場所に立ち入らせ、 適正を確保するために必要があると認めるときは、 都道府県知事は、 水質、 水圧、 又は当該職員をして水道の工事現場、 水量若しくは必要な帳簿書類を検査させること 水道(水道事業及び水道用水供給事業の用 以下この項において同じ。 工事の施行状況、)の布設又は管理 事務所若し 専用水道の 水道施

3 5 略

第六章 雑則

力するよう努めなければならない。 速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協の他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び

(水道用水の緊急応援)

第四十条 (略)

2 5 8

とする。

又は第三項」とあるのは、「第四十条第八項」と読み替えるもの
又は第三項」とあり、及び同条第五項中「第一項、第二項 第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項、第二項 の場合において、同条 の場合において、同条

(都道府県が処理する事務)

界四十六条 (略)

定めるところにより、町村長が行うこととすることができる。る事務の一部は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)で項及び第三項に限る。)の規定により都道府県知事の権限に属す四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十2 この法律(第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項

(市又は特別区に関する読替え等)

、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項において関係の二 市又は特別区の区域においては、第三十二条、第

(水道用水の緊急応援)

2~8 (略) 第四十条 (略

9

ものとする。
「のとする。
「の場合において、同条第四項事の行う事務について準用する。この場合において、同条第四項事の行う事務について準用する。この場合において、同条第四項事の行う事務について準用する。

(都道府県が処理する事務)

第四十六条 (略)

2 ができる。 六十七号)で定めるところにより、 の権限に属する事務の一部は、 三十九条第二項及び第三項に限る。)の規定により都道府県知事 項及び第二十四条の三第二項、 この法律 第三十四条第一項において読み替えて準用される第十三条第 (第三十二条、 第三十三条第一 地方自治法(昭和二十二年法律第 第三十六条、 町村長が行うこととすること 項、 第三十七条並びに第 第三項及び第五

(市又は特別区に関する読替え等)

二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三より読み替えて準用される第十三条第一項及び第二十四条の三第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項の規定に第四十八条の二 市又は特別区の区域においては、第三十二条、第

事」とあるのは、 「市長」又は 「区長」と読み替えるものとする

2

略

(国の設置する専用水道に関する特例

2 • 3

4 準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに前章に国の設置する専用水道については、第三十四条第一項において る事務は、厚生労働大臣が行う。 えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長)の権限に属す 定める都道府県知事(第四十八条の二第一項の規定により読み替

第九章 罰則

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、 又は百万円以下の罰金に処する。 年以下の懲役

規定に違反して水を供給しなかつた者 合を含む。) て準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場 第十五条第二項(第二十四条の (第三十一条において準用する場合を含む。 八 第 項 (第三十一 条におい

五~七 (略)

含む。 第二十四条の七第一)の規定に違反した者 項 (第三十 一条において準用する場合を

いて準用する場合を含む。 第四十条第一 項 (第二十四条の)の規定により読み替えて適用する 第 項 、第三十一条にお

> 替えるものとする 項中「都道府県知事」 とあるのは、 「市長」 又は 「区長」

> > と読み

2

(略

(国の設置する専用水道に関する特例

第五十条 (略

2 • (略)

4

の規定により読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の二項並びに第五章に定める都道府県知事(第四十八条の二第一項より読み替えて準用される第十三条第一項及び第二十四条の三第 区長)の権限に属する事務は、 国の設置する専用水道については、第三十四条第一項の規定に 厚生労働大臣が行う。

第七章 罰則

第五十三条 又は百万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役

(略

の規定に違反して水を供給しなかつた者 第十五条第二項 (第三十一条において準用する場合を含む。

五~七 略

(新設

八 • 九 略

+第四十条第一項及び第三項の規定による命令に違反した者

場合を含む。)及び第三項の規定による命令に違反した者

罰金に処する。 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

(略)

本を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 ニ十四条第三項、第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)、第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)又は第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)、第二十四条の三第二項(第三十一条及び第一人の規定により請み替えて適用する場合を含む。)又は第三十条との規定によりでは虚偽の報告をし、又は当該職員の検 でを拒み、妨げ、若しくは心臓した者

> 罰金に処する。 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

(略)

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項の規第三十四条第一項において準用する場合を含む。)又は第三十条系計三項、第二十四条の三第二項(第三十一条及び第二 第十条第三項、第十一条第二項(第三十一条において準用す

の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者